

川崎市未来志向の設備投資応援補助金交付要綱

(令和6年4月23日市長決裁6川経経第11号)

(通則)

第1条 川崎市未来志向の設備投資応援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 エネルギー価格等の物価高騰により、厳しい経済状況にある市内中小企業者等に対し、中長期的な事業継続に向けて、エネルギー調達コストの効果的な負担軽減や、高効率化による収益の拡大等を図るため、太陽光発電設備等の導入や、照明設備等の省エネルギー設備の更新のほか、工作機械、プラスチック加工機械等の生産設備等の導入・更新に対する補助金を交付することにより、市内中小企業者等の経営基盤を強化する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。

(2) みなし大企業

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有又は出資している事業者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有又は出資している事業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者

(3) 小規模企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める小規模企業者をいう。

(4) 補助事業者

第11条第1項の規定に基づく交付決定の通知を受けた中小企業者又は小規模企業者をいう。

(5) 常時使用する従業員

事業に従事する者をいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 会社役員

イ 個人事業主及びその家族従業員（同一生計者で3親等以内の親族をいう）

ウ 日々雇い入れられている者

エ 2か月以内の期間を定めて使用されている者

オ 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用されている者

カ 試用期間中の者

キ 1週間の労働時間が当該事業所において同種の業務に従事する正規雇用の従業員の労働時間の4分の3を超えない者

(6) 事業所

事務所、営業所、商店、工場、その他現に事業の用に供する施設及びこれらに付随した関連施設をいう。

(7) 創業

所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業の届出を行い、新たに事業を開始すること又は新たに法人の設立登記を行い、事業を開始することをいう。

(8) 創エネ・省エネ・生産設備等導入調査

補助金の申請にあたって、川崎市が実施する、事業者のエネルギー調達コストの効果的な負担軽減や高効率化による収益の拡大等につながる設備導入調査であって、調査員が事業所を訪問し、太陽光発電設備や省エネ設備の導入等によるエネルギー調達コストの効果的な負担軽減、工作機械、プラスチック加工機械等の生産設備等の導入による収益の拡大等について確認を行う調査をいう。（原則として、この手続きの中で確認された設備の更新等の内容が「創エネ・省エネ・生産設備等導入調査確認書」に記載されるものとする。）

(9) 高効率化

収益（売上高）の拡大等に寄与する生産量・販売量の増加等の生産能力の強化等をいう

(10) 高効率化のための生産設備

生産量・販売量の増加等の生産能力の強化等を通じて、収益（売上高）の拡大が見込まれ、直接事業に供される設備をいう。

(11) 川崎市エネルギー最適化補助金

令和4年度に募集した市内中小企業者に対し、エネルギー調達コストの効果的な負担軽減を図るため、太陽光発電設備等の導入や、LED照明等の省エネ設備等の更新に対する補助金をいう。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のすべてに該当する事業者とする。

- (1) 中小企業者又は小規模企業者であること。
- (2) 川崎市内に事業所があること。
- (3) 第9条第1項に定める交付申請書を、同条に規定するところにより申請した日において、創業から12か月を経過していること。
- (4) 川崎市税（法人にあつては法人市民税を、個人にあつては個人市民税をいう。）の納税義務者であること。
- (5) 川崎市税及び川崎市に対する債務の支払い等の滞納がないこと。
- (6) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

- 2 前項の規定に関わらず、次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。
- (1) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に反する行為を行っている者
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法第2条第6号に規定する暴力団員
 - (4) 法人にあっては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者がある者
 - (5) 法人格を持たない団体にあっては、法人の役員と同等の責任を有する者が暴力団員に該当する者
 - (6) 政治団体
 - (7) 宗教上の組織又は団体
 - (8) 公序良俗に反する等の市長が適当でないと認める者
 - (9) みなし大企業に該当する者
 - (10) 本補助金の交付を既に受けている者。ただし、第10条に定める中止の届出を行い、第13条に定める通知を受けた者については、再度、申請を行うことができる。
- 3 補助対象事業者は、補助事業の経費に関して、この要綱で定める補助金以外に、本市又は他の行政機関の補助制度等による補助を受給してはならない。

（補助対象事業）

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が第2条の目的を達成するために行う、別表1に掲げる事業であって、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 補助対象事業者が事業を営む川崎市内の事業所で実施する事業
- (2) 別表1の2(1)、(2)、(3)、(4)、(7)に掲げる設備を導入する場合は、既存の事業所で使用している設備（以下「既設設備」という。ただし、故障中のものを除く。）を更新する事業であって、補助対象事業により導入する設備（以下「導入設備」という。）が、既設設備の使用用途と同じであること
- (3) 別表1の4に掲げる設備を導入する場合は、金額に関わらず償却資産として資産計上されるもの
- (4) 別表1に掲げる設備を導入する場合は、設備を導入する事業所において創エネ・省エネ・生産設備等導入調査を募集要領で指定した期間内に受け、創エネ・省エネ・生産設備等導入調査確認書を受領している事業者が実施する事業
- (5) 事業実施によるエネルギー調達コストの効果的な負担軽減又は高効率化による収益の拡大等につながることを認められる事業
- (6) 次条に定める補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が75万円以上（小規模事業者は30万円以上）である事業。ただし、過去に川崎市エネルギー最適化補助金の交付を受けた者は、補助対象経費が100万円以上（小規模事業者は40万円以上）である事業。

- (7) 補助対象事業者自らが費用負担を行い、令和7年1月31日までに工事及び支払等が完了する事業
- (8) 次のいずれにも該当しない事業
- ア 事業所のうち居住用途及び居住用途との兼用部分における設備の導入
 - イ 中古設備の導入
 - ウ リース契約やレンタルによる設備の導入
 - エ 複数の事業者で共同所有するもの
 - オ 予備的又は将来に備えるもの
 - カ 自動車等車両(ただし、道路運送車両法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車を除く。)
 - キ 販売、貸付等による利益を目的としているもの
 - ク 建築物に対するリフォーム工事及びその他の設備等の設置工事において、必要以上の工事と市長が認めるもの
 - ケ OA機器及びAV機器に該当するもの
 - コ 補助対象事業者と資本関係がある事業者、補助対象事業者の役員若しくは2親等以内の親族が役員として属する事業者又は事業を営んでいない個人と契約したもの
 - サ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業への設備投資

(補助対象経費)

- 第6条 補助対象経費は、補助対象事業を実施するために必要な要領に定める別表1の各事業に係る経費とする。なお、補助対象経費については、対象設備の購入及び設置工事に関する費用を対象とするが、購入及び設置工事にあたり、補助対象事業者が要した調査費や事務費、既設設備の処分費、消費税、地方消費税、印紙税、登録免許税等の税金等、各種手数料(銀行振込手数料等)、保険料、サービス・ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料、購入の際のポイント付与額・利用した場合の利用額及び値引き費用は、補助対象外とする。
- 2 補助対象経費以外の経費と混同して支払いが行われており、補助対象経費との区別が不明確なものは、補助対象経費から除外する。

(補助率及び補助限度額)

- 第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に3分の2を乗じた額とし、川崎市エネルギー最適化補助金の交付を受けた者は、2分の1を乗じた額とする。ただし、補助金の上限額はいずれの場合も500万円とする。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てるものとする。
- 3 市長は、予算の範囲内において、第1項に定めた補助率及び補助限度額を減じることができる。
- 4 市長は、受付を先着順に行う。予算上限に達した場合において、前項の規定による補助率の減額を行うときは、予算の範囲を超える日に受付した申請者の補助金申請額に応じて、予算の範囲内で補助金の額を算定する。

(市内中小企業者への優先発注の義務等)

第8条 工事の発注及び物品の調達等に関し、市内中小企業者の受注の機会の増大を図るため、補助対象事業者が補助対象事業に係る工事の発注及び物品の調達等を行う場合において、1件の契約金額が税込み100万円を超えるときは、次の各号の要件を全て満たさなければならない。ただし、市長が契約の性質上、これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行うものとする。
 - (2) 補助対象事業者は、複数者からの見積書を徴収し競争に付すことにより、見積書を提示した業者と契約し、工事の発注及び物品の調達等を実施させるものとする。
- 2 前項に該当しない場合で、かつ、補助対象事業者が補助対象事業に係る工事の発注及び物品の調達等を行う場合は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。
- (1) 少なくとも1者は、市内中小企業者から見積書の徴収するよう努めるものとする。
 - (2) 補助対象事業者は、複数者からの見積書を徴収し競争に付すことにより、見積書を提示した業者と契約し、工事の発注及び物品の調達等を実施させるものとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、募集要領で指定した期間内に市長に申請し、受付をされなければならない。

- (1) 補助対象経費計算書(第1号様式別紙)
- (2) 暴力団排除に係る誓約書(第2号様式)
- (3) 見積書等の写し
- (4) 市内中小企業者であることの誓約書(第3号様式。第8条に該当する場合に限る。)
- (5) 入札(見積り)が行えないことに関する理由書(第4号様式。第8条第1項ただし書に該当する場合に限る。)
- (6) 導入設備の仕様がわかる資料
- (7) 既設設備の仕様がわかる資料(補助対象事業が設備更新を伴う場合に限る。)
- (8) 建築図面・配置図・平面図等、設置場所がわかる資料
- (9) 創エネ・省エネ・生産設備等導入調査確認書
- (10) 法人の履歴事項全部証明書の写し(申請書の提出時から遡って3箇月以内のもの)。個人事業主の場合は、開業届の写し又は営業許可証等の資格証明書の写し
- (11) 申請書の提出時から遡って3箇月以内の納税証明書の写し(法人の場合は法人市民税の納税証明書の写し。個人事業主の場合は市民税・県民税(個人)の納税証明書の写し。)
- (12) 設備設置承諾書(第12号様式)(申請者以外の者が所有する建物において、当該事業の設置工事を実施する場合に限る。)
- (13) 設備比較証明書(第13号様式)(別表1の2(7)を補助対象経費として計上する場合に限る。)
- (14) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請者は、第8条の規定により、2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、すべての見積書の写しを添付するものとする。
- 3 申請者は、第8条の規定により、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第3号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され、地域区分が市内、かつ、企業規模が中小として搭載されている者、又は当該補助対象事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第5号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第4号様式）については、第8条第1項ただし書の規定により、2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収し難い事由がある場合に提出するものとする。
- 5 募集要領で指定した期間内であっても、予算上限に達した場合は、先着順をもって受付を終了する。

（変更・中止の申請）

第10条 補助事業者は、交付決定を受けた事業について、その内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに変更（中止）承認申請書（第5号様式）を提出しなければならない。ただし、次の各号に掲げる変更については、第14条1項に定める事業完了届に記載することにより、これに代えることができる。

（1）事業実施期間を前倒しする変更

（2）目的を逸脱しない範囲であって、事業の一部を中止する場合において、補助対象経費から該当分を除算する変更

（3）同一事業において、目的を逸脱しない範囲であって、対象設備の製品及び型番等の変更

（4）同一事業において、経費の配分を変更する場合であって、事業計画書に記載の事業内容に変更が生じないもの

（5）事業間で経費の配分を変更する場合であって、変更を要する金額が補助対象経費の合計額の3割以内となるもの

（6）補助対象経費を増額する場合であって、交付決定額に変更が生じないもの

- 2 補助対象事業を実施する事業所の変更及び創エネ・省エネ・生産設備等導入調査確認書を受けていない設備への変更並びに第11条第2項及び第13条により通知した交付の決定額からの増額はできない。

（交付の決定）

第11条 市長は、申請書の提出を受けた後、審査により、適正であると認められるものに対し、補助金を交付する者を決定し、所要の条件を付して、交付決定通知書（第6号様式。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、審査により、不適正であると認められるものに対し、補助金を不交付とする者を決定し、不交付決定通知書（第6の2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の実施)

第12条 補助事業者は、交付決定日以降に補助対象事業の実施に着手しなければならない。

(交付の決定の変更)

第13条 市長は、第10条の変更(中止)承認申請書の提出を受けた後、変更(中止)承認通知書(第7号様式)により、補助金変更交付又は中止の決定を通知するものとする。

2 補助金変更又は中止の不承認を決定したときは、補助金変更(中止)不承認通知書(第7の2号様式)により申請者に通知するものとする。

(事業完了届の提出)

第14条 補助事業者は、申請に係る事業を完了したときは、完了した日から起算して30日以内又は令和7年1月31日までに、事業完了届(第8号様式。以下「完了届」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費計算書(第1号様式別紙)
- (2) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (3) 領収書等の写し(補助対象事業者が補助対象事業に係る費用を負担したことを証する書類)及びその内訳を示すもの
- (4) 工事完成図面(補助対象事業が設置工事を伴う場合に限る)
- (5) 発注実績報告書(第9号様式。第8条に該当する場合)
- (6) 保管場所を証するもの(別表1の4の(3)を導入する者に限る)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項第5号に定める発注実績報告書については、1件あたりの契約金額が税込み100万円を超える案件について記載するものとする。

(完了検査)

第15条 市長は、前条に定める完了届の提出を受けた後、完了届及び関係書類に基づき、現地での完了検査を行い、完了届の内容が交付決定の条件に適合するかどうかを確認する。

2 前項の完了検査の結果、導入設備等に疑義がある場合は、市長は、補助事業者に追加資料の提出を求めることができる。

(補助金額の確定)

第16条 市長は、現地での完了検査後、完了届及び関係書類等を審査し、適正であると認めるときは、補助金額を確定し、確定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。ただし、第11条により決定した補助金額又は第13条により承認した補助金額から、金額に変更が生じない場合は、確定通知書(第10号様式)による通知を省略できるものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、適正と認められないものに対し、当該補助金の全部又は一部を減額することができる。

(補助金の交付)

第17条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定したときは、速やかに市長に補助金の請求書を提出しなければならない。

2 市長は、適法・適正な前項の請求書を受けてから、30日以内に補助金を交付するものとする。

(処分の制限等)

第18条 補助事業者は、補助対象事業により取得した設備、機械器具、備品及び効用の増加した財産等（以下「財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって適正に維持管理し、効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度以内に、単価50万円（税抜き）以上の財産を廃棄、譲渡又は貸付しようとするときは、あらかじめ、処分承認申請書（第11号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第19条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、補助金の交付決定等を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りの申請、報告又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき
- (4) 補助金の交付を受けるまでに、第4条及び第5条に定める補助金の交付に関する要件を欠くこととなったとき
- (5) 第8条の規定に違反したとき
- (6) 第18条の規定により承認を受けて導入設備を処分したとき
- (7) 法令、条例、川崎市補助金等の交付に関する規則、この要綱又はこれらに基づき市長が行った指示に違反したとき

(市への協力)

第20条 補助事業者は、補助対象事業に関するエネルギー調達コストの効果的な負担軽減、高効率化による収益の拡大効果等について、本市が行う広報事業や、アンケート調査等の依頼があった場合は、協力するものとする。

(暴力団の排除に係る事項)

第21条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付決定者が、第4条第2項第2号から第5号の規定に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 申請者又は交付決定者は、前項の確認のため、個人情報等を神奈川県警察本部長に提供し、確認を行うことについて同意しなければならない。

(書類の保管)

第22条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を整備し、補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年度の間は保存しておかなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めのない事項については、他に定めのある場合を除き、市長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。

別表 1

	対象事業	対象となる条件
1 創エネルギー設備等の導入	(1) 太陽光発電設備	設置工事を伴う発電量が50kW未満で自家消費型に限る。 ※自家消費型とは、RPR等の設置により逆潮流を防ぐための措置がなされていること、または、太陽光発電設備の年間発電量が、発電した電力の需要先の年間消費電力量の範囲内であること等。
	(2) 太陽光発電設備に供する蓄電池	1(1)と同等の条件の太陽光発電設備へ接続するものに限る。
2 省エネルギー型設備等の導入	(1) 照明設備	更新に限る。工事を伴う既存の照明設備を新たにLED照明に更新するもの(工事を伴わない光源部のみの交換やLEDからLEDへの交換は不可)。
	(2) 空気調和設備	工事を伴う室温調整機能を有する設備(エアコン等)の更新に限る。なお、設備と併せて導入する複層ガラス、遮光フィルムを含む。
	(3) 燃焼設備	ボイラー・給湯設備等の工事を伴う更新に限る。
	(4) 冷凍冷蔵庫	更新する設備に限る。冷蔵ショーケースも含む。
	(5) コージェネレーションシステム	
	(6) 遮熱塗装・断熱工事	
	(7) 生産設備やサービスを提供するために必要な省エネ設備等	1件あたりの契約金額が税込み100万円を超える発注で、かつ、設置工事を伴う設備の更新により5%以上のエネルギー使用量の削減が見込まれること。
3 エネルギー管理装置	(1) エネルギー管理装置(EMS装置)	募集要領で定める要件を満たすEMS装置であること。
4 高効率化のための生産設備等の導入	(1) 機械装置	直接事業に供される収益(売上高)の拡大等が見込まれる設備。ただし、償却資産として資産計上されるもの。
	(2) 測定工具及び検査工具	直接事業に供される収益(売上高)の拡大等が見込まれる設備。ただし、償却資産として資産計上されるもの。
	(3) 道路運送車両法施行規則第2条に規定する大型特殊自動車	直接事業に供される収益(売上高)の拡大等が見込まれる大型特殊自動車。償却資産として計上され、保管場所が市内であるものに限る。